

令和3年12月議会一般質問内容（抜粋）

■質問 1 ■

医療的ケア児支援に関するこれまでの取組の現状と課題について伺いたい。

■答弁内容 1 ■

- 医療的ケア児には、障害者手帳交付の対象とならない児童もいることから、正確な人数を把握することが困難だが、令和元年度の青森県の実態調査では、県内に 166 名のケア児が存在し、そのうち八戸市は 27 名と推計されている。
- 医療的ケア児の支援については、これまでは県が主管で施策を実施していたが、令和2年度からは「医療的ケア児の協議の場」を県内のそれぞれの圏域で設置することとなり、八戸圏域では、令和3年2月に医療的ケア児支援検討会議を開催した。
- 検討会議は、ケア児の支援の現状及び課題等について共有し、今後の支援策を検討するために、日頃から相談・連携できる体制を構築することを目的としており、医療・保健・福祉・教育の分野の関係者 12 名で構成されている。
- 会議では、医療的ケア児の実人数が正確に把握できていないこと、支援を行う各分野間での円滑な連携ができていないこと、ケア児を総合的に支援する体制が整備されていないこと、などが課題として挙げられている。

■質問 2 ■

医療的ケア児支援に関する今後の支援体制整備について伺いたい。

■答弁内容 2 ■

- 平成 28 年の改正児童福祉法により、医療的ケア児に対する支援体制を充実させるため、「医療的ケア児の協議の場の設置」と「医療的ケア児コーディネーターの配置」を自治体の障害児福祉計画で定めることとされた。
- 医療的ケア児コーディネーターとは、ケア児及びその家族への支援を統合調整する者で、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うことが主な業務である。
- 当市では第 6 期八戸市障害福祉計画において、令和 5 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すると定めている。
- 令和 3 年 9 月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、コーディネーターを窓口配置した「医療的ケア児支援センター」を都道府県が設置できることとされている。
- 支援センターには、ケア児に対して行う相談支援に係る情報の集約点となり、ケア児の家族からの相談をしっかりと受け止め、関係機関と連携すると共に、多機関にまたがる支援の調整の中核的な役割を果たすことが期待されている。
- 市独自の支援体制整備については、「医療的ケア児の協議の場」や市の健康福祉審議会に諮るなど、十分協議する必要があると考えている。
- 今後は、県の動向や他都市の事例を参考にしながら、支援体制の整備について研究していく。